第 5 号

(6月15日)

令和5年 熊本県議会6月定例会会議録

第5号

令和5年6月15日(木曜日)

議事日程 第5号

令和5年6月15日(木曜日)午前10時開議

- 第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の 一般事務について)
- 第2 議案等に対する質疑(第1号から第20号 まで)
- 第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から 第20号まで)
- 第4 請願の委員会付託
- 第5 休会の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに 県の一般事務について)
- 日程第2 議案等に対する質疑(第1号から第 20号まで)
- 日程第3 知事提出議案の委員会付託(第1号 から第20号まで)
- 日程第4 請願の委員会付託
- 知事提出議案の上程(第21号から第24号まで)
- 日程第5 休会の件

出席議員氏名(49人)

愛 斗 君 星 野 井 千 歳 さん 髙 大二朗 君 立. Щ 永 栄一郎 君 住 亀 田 英 雄 君 幸 村 香代子 君 杉 嶌 ミカ さん 斎 藤陽子さん 堤 之 泰 君 南 部 隼 平 君 三君 本 \blacksquare 雄 智 子 田 君 介 君 前 田 敬 坂 梨 剛 昭君 荒川 知 章君 城 戸 淳 君 西 村 尚 武 君 生 君 洲 永 幸 竹 崹 和 虎君 吉 \mathbb{H} 孝 亚 君 中 村 亮 彦 君 男 髙 島 和 君 末 松 直 洋 君 前 田 憲 秀 君 村 逸 松 秀 君 本 浩 治君 岩 宗 孝 君 西 Ш 津 修 河 司 君 千 楠 本 秋 君 橋 \Box 海 君 緒 方 勇 君 増 永 慎一郎 君 君 髙 木 健 次 洋 介君 髙 野 内 幸 野 喜 君 君 Щ 裕 岩 中 伸 司 君 城 下広作君

聖

西

一君

鎌 聡 君 \mathbb{H} 渕 F. 陽 君 坂 田 孝 志 君 溝 幸 治 君 貴 君 池 田 和 君 永 和 世 三 郎 君 松 田 Ш 藤 隆 夫 君 栄 君 下 前 Ш 收 君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

事 蒲 知 島 郁 夫 君 君 嶋 田 徹 副 知 事 君 副 知 事 木 村 敬 内 清 之 君 知事公室長 田 亚 井 宏 英 君 総務部長 企画振興部長 高 橋 太 朗 君 小金丸 理 事 健 君 企画振興部 球磨川流域 府 隆 君 高 復興局長 Ш 敦 彦 君 健康福祉部長 沼 環境生活部長 小 原 雅 之 君 三 孝 之 君 商工労働部長 輪 明 博 君 観光戦略部長 原 Ш 農林水産部長 千 真 寿 君 \mathbb{H} 土木部長 亀 直 隆 君 崎 会計管理者 野 尾 睛一朗 君 企業局長 竹 尚 史 君 田 業者 院事 義 竹 内 君 信 理 君 教 育 長 É 石 伸 君 警察本部長 宮 内 彭 久 人事委員会事 務 局 長 明 君 西 尾 浩 監查委員 君 藤 井 恵

事務局職員出席者

事務局長 波 村 多 門 事務局次長兼総務課長 村 田 竜 議事課長 英 富 田 博 審議員 濱 浩 史 田 議事課長補佐

午前10時開議

○副議長(内野幸喜君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○副議長(内野幸喜君) 日程に従いまして、日程 第1、昨日に引き続き一般質問を行います。 坂梨剛昭君。

〔坂梨剛昭君登壇〕 (拍手)

○坂梨剛昭君 おはようございます。自由民主党・玉名市選出・坂梨剛昭でございます。改選後初めての質問となり、5回目となります。この場に立ちますと、アクリル板もなくなり、非常に見通しもよく、非常に緊張をいたしますが、精いっぱい頑張っていきます。

2期目の当選をさせていただき、自分自身の心意気、そして気持ち、精神面は何も変わりませんが、執務室に行くと、少しだけ席が右側になり、テンションも少し上がりました。

また、この議場での席が、私は、1期目は、この幸村県議のところで、毎回毎回最前列、そして質疑者、そして答弁者の目の前ということもあって、非常に緊張したんですが、今2列目に上がったということで、とてもモチベーションも上がりました。1列目の1期の県議の先生方に、しっかりと元気いい2列目の県議として頑張っていきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

ちなみに、南部県議は、まだ1列目でございますが、ぜひ2列目に、私の席に座っていただければと思います。

最初に、2024年問題についてお尋ねをいたします。

働く人々がそれぞれの事情に応じて多様な働き 方が選択できる社会、この実現を目指す改革とし て、2019年4月1日に、働き方改革関連法の一部 が施行されました。

この働き方改革関連法は、長時間労働の是正、 正規、非正規間の格差解消、多様で柔軟な働き方 の実現、この3つの柱を意識しながら、自社独自 の働き方改革ができるのであれば、人材の定着、 生産性の向上などに寄与すると期待され、スター トいたしました。

当然のように、働き方改革は、大企業だけが対象ではなく、国内における雇用約7割を担う中小企業、小規模事業者などが対象で、働き方改革を推進する上で欠かすことはできません。

しかし、その実態と成果は、企業規模、業種、 職種によって大きく変わり、生産が上がらず、利 益の減少、業績低下、残業削減による収入減少な ど、まだまだ問題が山積している企業も少なくあ りません。

そのような中、来年、物流業界に大きな影響を 与えると言われる2024年問題が間近に迫ってきま した。

これまで、大企業や中小企業で働き方改革が順次施行される中、運送業などは5年間の猶予期間がありました。その理由は、トラック運転手の労働時間は、全産業の平均より約2割ほど長いということ、収入の問題に、高齢化による労働環境の改善に時間がかかると見られていたからです。

このような現実にぶつかる中、期限の来年を迎 え、物流業界は、自動車運転業務の年間時間外労 働時間上限が960時間に制限、そのことにより様々な問題が発生する、その総称が2024年問題です。これから物流業界は大きな転換期を迎えることになります。

現状の長時間労働を招く一つの要因として、荷 待ち、荷役と言われるものがあり、荷下ろしに積 込み、荷さばきに仕分、また、作業ができるまで の待機時間など、運転業務外の割合が高く、その 時間も当然のごとく労働時間とみなされるため、 荷を運ぶ移動時間が制限されてきます。対策なく 現状のままでいくならば、物流業界において1日 に運べる輸送量の減少は避けられず、会社の売上 げに利益の減少、ドライバーの収入減少に離職に よるドライバー不足、荷主側における運賃の見直 しなど問題が山積、さらには他社との競合により 対応できない業者は廃業を余儀なくされるなど、 様々な問題が生じるおそれがあります。

野村総合研究所の調べでは、2025年には全国の35%の荷物が運べなくなる、また、熊本でも、2030年度には38%の荷物が運べなくなると推計が公表されています。

このような背景から推測するならば、委託その ものが困難となるケースが現実問題として起こり 得るのです。

特に、熊本の基幹産業である農業、農林水産物の輸送においては、鮮度が求められる中、一日でも早く市場へ送り出すことが最も重要であります。これまでのように輸送していくのであれば、荷待ち、荷役の時間短縮、ドライバーの入れ替わりなど、対策を講じていくのであれば、同様の輸送が可能かと思われますが、生産者にも大きな負担を及ぼしてしまいます。

物流は、地域を支える企業活動にも私たち個人 の生活にも必要不可欠なツールであり、今後起こ り得るこの大きな問題に対し、物流業界は早急に 対応していかなければなりません。

これまでも、ドライバーをめぐる労働環境は、 長時間労働の慢性化という問題を抱えていました。人員不足と高齢化、労働力不足、さらにはE C市場の急成長により運送現場の負担が増し、長 時間労働は常態化してしまいました。

今回の2024年問題における時間外労働の上限規制の適用は、一見、働き方改革の推進により全ての業界がホワイト化するよいきっかけとなり、歓迎すべきことと思いますが、物流業界においては、ほかの業界の働き方改革と比較すると、その影響をはるかに上回る心配材料が山積しています。

また、個人事業主での小口の配達ドライバーは 違う問題が起きてきます。大きな時間を取られて しまう再配達です。これまでも課題でしたが、今 後は、ますますドライバーに負担がのしかかるこ とになります。

対策としては、コンビニ、近隣住民の協力による委託、宅配ボックスの設置、また、一度の配達で処理できる際はポイントを付与するなど付加価値をつける、そのような工夫も現在検討されていると聞きます。

これから、物流業界は、本格的にIT導入、倉庫管理から物流搬入をシステム化する物流GX、鉄道、内航海運をより推進するモーダルシフトなど、様々な施策に挑戦していくことを求められます。

現場での努力も限界がある中、改めて物流業界 が働き方改革という新たなフェーズに向け挑戦す ることになりますが、そこで質問です。

熊本県として、この物流業者が直面する2024年 問題に対してどのように考えるか、商工労働部長 にお尋ねいたします。

[商工労働部長三輪孝之君登壇]

○商工労働部長(三輪孝之君) トラック運送業に おいては、担い手不足などの影響で、ドライバー の長時間労働が課題となっており、来年4月から の働き方改革関連法施行により、年間の時間外労 働時間の上限が960時間になります。

これにより、労働環境は改善されますが、一方、議員御指摘のとおり、労働時間短縮への具体的な対応が実施されなければ、輸送能力が低下することになり、農産物輸送を含め、物流全般に大きな影響が生じるものと認識しています。

県民の暮らしや地域経済を支える貴重な社会インフラである物流の機能を持続させるためには、物流事業者と荷主、そして一般消費者が、それぞれの立場で物流が直面している諸課題の解決に向けた取組を進めていくことが必要不可欠です。

このため、国においては、今月2日に、物流革 新に向けた政策パッケージが閣議決定されまし た。

このパッケージには、商慣行の見直し、物流の 効率化、荷主、消費者の行動変容について、抜本 的、総合的な対策が盛り込まれています。また、 省庁横断で、荷待ち、荷役作業等の時間を2時間 以内とするルールや運送契約の適正化などについ て定めたガイドラインも策定されています。

本県では、これまで、トラック運送事業者の運 賃の適正な収受を図るため、法改正により告示さ れた標準的な運賃について、事業者への周知を進 めるとともに、令和4年度から、適正な価格転嫁 への理解を深める広報活動費に対し助成を行うな ど、取引の適正化に取り組んできたところです。

また、熊本県トラック協会においては、人材育成セミナーや技能コンテストを実施するなど、人材の育成に積極的に取り組まれています。

TSMC進出の影響で、物流関連企業の新設、 増設も相次いでおり、物流機能の安定と向上は、 本県にとって重要な課題と認識しています。

引き続き、国のガイドラインを踏まえ、熊本県トラック協会などの関係団体と連携して、持続可能な物流の環境整備に向けた取組を全庁的に進めてまいります。

[坂梨剛昭君登壇]

〇坂梨剛昭君 商工労働部長より答弁をいただきました。

最近、報道では度々2024年問題について取り上げられ、経営者の苦悩、また、ドライバーの現状など放送がされています。

改めて、物流とは、保管や包装、輸送配達など の工程を経て、企業または生産者が商品を消費者 へ届けるまでの過程のことを言います。業界とし て、全ての工程が労働時間とみなされるため、物 流の働き方改革は、現在の労働者が減少する中、 特に労働者確保が重要になってまいります。

この問題に対して、熊本県としても、業界の問題として捉えるのではなく、トラック協会、また、関係団体と意見交換をし、持続可能な物流の環境整備に力を注いでいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、県産農林水産物の輸出の拡大について質 問をいたします。

コロナ禍によって、ありとあらゆる業界が疲弊 し、私たちの生活環境でさえも大きく変わること を余儀なくされたのは、ここにおられる皆さんも 記憶に新しいかと思われます。

コロナとの長い闘いも、現在 5 類へと移行され、経済回復という希望に胸を膨らませたものの、まだまだ全てが元に戻るには難しい状態ではないでしょうか。私たちは、新たにニューノーマル時代に突入しているのかもしれません。

ただ、私たちに与えられた試練はコロナだけで はなく、ロシアによるウクライナ侵攻は全世界に 激震を与えました。今も罪なき貴き命が危険にさらされている、この状況に胸が締めつけられます

遠い対岸の火事だと思われたその影響は、コロナとは違う形で私たちの環境を脅かし、この世界的不安定情勢に、経済のみならず、農林水産漁業にも大きな影響を与えております。

政府は、コロナ時には、厳しい農林水産業の事情を踏まえ、現状を乗り切り持続していただくために、様々な支援策を打ち出しました。

特別交付金として配分された予算では、各自治体は独自の支援策を打ち出すなど、国、県、市町村、三位一体で県農林水産漁業を支えてきました。

しかし、追い打ちをかけるかのように、ロシアとウクライナの戦争は、世界中の経済を不安定にし、原油高から始まり、物価、物資、資源高、輸入農産物、飼料や配合飼料の高騰など様々な要因は、生産者を苦しめ、また、廃業という選択肢を余儀なくされるほど衝撃を与えています。

改めて、コロナ禍を経験し、世界の不安定情勢 を踏まえて、国内での食料自給率を高めていくこ との重要性、日本の第一次産業を守っていく重要 性を教えられた気がいたします。

高齢化、後継者、そして担い手不足など、様々な高い課題はありますが、現状のままでいくのであれば、農林水産漁業従事者は、減少と高齢化の一途をたどることになります。

我が熊本の基幹産業である農業を守り、存在を 揺らぎないものにするには、県として、今後姿勢 が問われてくるのではないでしょうか。

そのような中、国家戦略の一つである農林水産 物の輸出が、今、再度注目されてきました。

現在、日本の農林水産物、食品の輸出は、年々増加し、2022年の輸出額は、過去最高の1兆

4,148億円に上りました。

今は亡き安倍元首相が、成長戦略の一環で、 2013年に農林水産物・食品の輸出倍増計画を目標 に掲げられてから10年、当時5,500億ほどだった 輸出額は、2021年には政府目標の1兆円を突破、 これからも輸出額は増加基調で推移することか ら、農林水産省は、2025年に2兆円、2030年には 5兆円を目標に取組を強化されています。

また、政府は、今年6月、輸出拡大実行戦略として、具体的な施策を打ち出しました。

そのうちの一つ、GFPフラッグシップ輸出産 地形成プロジェクトは、都道府県やJA、地域商 社などが連携し、生産から流通、販売まで一気通 貫で産地をサポートする体制を整備、さらにその 体制の下で、有機農法への転換や耕作放棄地を活 用した生産拡大などの生産面の転換、混載などの 集荷方法の転換を推進し、大ロット輸出産地のモ デル形成を支援。そのことにより、地域密着型の 輸出推進体制を構築し、国内生産基盤の強化を図 るとされています。

スクリーンを御覧ください。(資料を示す)

これは、平成30年度以降の県産農林水産物など の輸出実績推移を表したグラフです。

令和3年度の輸出額は、95億9,000万円と、対 前年比124%となり、過去最高を更新しました。 これまで県が掲げていた令和5年度の目標金額80 億を2年前倒しで達成。新たな目標として、110 億円に上方修正され、農業県として確実に伸びて きています。

実績としては、農畜産物38億6,000万円、林産物31億5,000万円、水産物25億8,000万円。品目別では、飼料、配合飼料の厳しい中ではありますが、牛肉、和牛の人気を背景に、台湾、香港に向けた輸出が安定しており、アメリカやタイなど新たな販路も見いだされています。

かんきつ類は、香港、シンガポール、カナダ。 牛乳や酒類も、世界各国で販路が拡大し、増加しています。

林産でも、丸太、製材品は、中国をはじめとするアジアを中心に輸出が大きく伸びているほか、 水産物においても、北米の経済回復により大きく 増加しました。

その背景は、コロナ禍を経て経済が動き出したこと、また、日本の高い品質と安全性なども後押しし、輸出増に拍車がかかっているのではないでしょうか。

TSMCも、来年12月の稼働に向け動き出しています。また、第2工場も期待される中、日本独自の安全性と高品質で高い評価を受けている県産農林水産物をより広く世界に発信できる、その環境が熊本にあるということです。

このことも踏まえて、輸出に力を注ぐことは、 農林水産業の光となり、県の力に必ずつながるも のと信じております。

そこで質問をいたします。

県産品の輸出を成長戦略として位置づけ、強化 していくことは、農業の未来につながると考えま す。県産農林水産物のさらなる輸出拡大につい て、県として今後どのように取り組まれていくの か、農林水産物も含め、県産品の輸出促進を所管 されている観光戦略部長にお尋ねをいたします。

[観光戦略部長原山明博君登壇]

○観光戦略部長(原山明博君) 我が国においては、人口減少が進み、市場規模の縮小が懸念される一方、世界的には人口は増加傾向にあり、農産物のマーケットは今後も拡大が見込まれています。

このため、本県の農林水産業の持続的な発展に 向けて、輸出を拡大させていくことが重要だと考 えています。 このような中、本県の令和5年度の農林水産物等輸出額の目標110億円達成のためには、マーケットインの視点での販路拡大と輸出事業者の裾野の拡大の2本の柱で取組を強化していく必要があります。

まず、マーケットインの視点での販路拡大については、日本産品の競争が激化している香港やシンガポールに加え、輸出規制は厳しいものの、今後本県と経済交流の活発化が見込まれる台湾などについて、より現地の方々のニーズに合った商品を提供する取組を進めます。

具体的には、現地から小売店のバイヤーやレストランのシェフを本県へ招聘し、生産現場の視察や生産者等との商談会を実施する中で、それぞれの国、地域の嗜好に合った商品への改良や新たな商品の発掘につなげます。

こうした選ばれる商品づくりに積極的に取り組み、熊本の商品が年間を通して現地小売店の店頭に並び、レストランに食材として活用される状況を目指します。

次に、輸出事業者の裾野の拡大としては、新た に輸出に取り組む事業者の掘り起こしと育成を進 めます。

輸出には、海外の商習慣やリスクに係る専門的な知識が必要となることから、県内の輸出に取り組む事業者はほぼ固定化しているのが現状です。

このため、まず、初心者向けに分かりやすい輸出ガイドブックを作成します。また、輸出支援の専門家を派遣し、事業者の個々のレベルに応じて、輸出に関する様々な知識やノウハウを伴走型でアドバイスします。さらに、輸出に向けた現地での商談や展示会への出展費用を助成するなど、事業者のチャレンジを後押しします。

加えて、本県の輸出の大きな割合を占める農業 団体と連携し、イチゴとメロンの2品目を重点化 して、議員御紹介の国の輸出産地形成プロジェクトに取り組みます。

例えば、残留農薬基準の厳しい台湾への輸出に 対応できるイチゴの生産、海外での人気の高い赤 肉メロンへの品種転換、最適な県内集荷ルートの 確保など、様々な取組を行い、輸出を牽引する産 地の形成を目指します。

今後とも、ポストコロナにおける社会経済活動 の活発化を追い風に、本県の誇る農林水産物のさ らなる輸出拡大に向け、しっかり取り組んでまい ります。

[坂梨剛昭君登壇]

○坂梨剛昭君 観光戦略部長より答弁をいただきました。

日本の農林水産物が、海外でも日常的な市中の小売店に並ぶことも多くなってきたと報道で耳にしました。しかし、まだまだ価格の点で一般の消費者までには至っていないのが現状だそうです。価格と生産量では、世界との競争はなかなか難しく、だからこそ、日本独自、熊本独自の強みを生かすことが重要であります。品質や味など魅力あるテーブルにのせることが今後必要になってくると考えます。

輸出先を見ますと、やはりアジアでも富裕層、中間層が多く、ターゲットを絞ることも施策の一つ、また、一般にもマーケットを広げていくことも重要であり、そこが伸びないことには、輸出額が大きく飛躍することは難しくなります。

これからも、県として、熊本のすばらしい農林 水産物を先頭に立ちプロデュースしていただきま すようお願いをいたします。

次の質問に移ります。

県管理道路、河川の維持管理における住民参加 の促進についてお尋ねをいたします。

河川の維持管理については、令和3年11月議会

で質問をさせていただきました。

今回は、県管理道路の維持管理と併せて、再度 河川の維持管理について質問をいたします。

歴史を振り返ると、日本の道路は、社会経済、 生活、文化活動を支え、私たちは時代をつくって きました。

道路は、明治9年に、国道、県道、里道に区分され、初めて国道路線44路線が公表されてから約140年、今も私たちの生命を守り、経済の発展に寄与、生活の支えとなっています。

現在熊本県が管理している道路の長さは約3,500キロありますが、問題は管理になります。

舗装されたアスファルトなどは、事故につながるため、経年劣化に伴い、順次工事がなされます。また、自然災害などで亀裂、破損などが起きた場合でも同様で、その都度迅速に業者に対応していただいておりますが、生活インフラ、経済活動を維持する上でも、道路には多額の予算が必要となってきます。

さらに、場所によっては、街路樹、また、支障木の管理も必要になってまいります。景観を維持する街路樹などは、限られたスペースや歩道などに植えられており、管理には、定期的な剪定のほか、倒木を未然に防がなければなりません。

支障木におきましては、車道や歩道など通行に 支障を与える可能性もありますし、また、信号機 やミラー、街灯など隠してしまうため、事故にも つながらないよう、定期的なパトロールなどで対 応し、健全に維持管理していただくことが必要と なってまいります。

もちろん、道路は、車だけが通るわけではなく、バイク、自転車、歩行者、特に通学路などに対しては、重大な事故にもつながるため、支障が出た際には迅速に対応しなくてはなりません。

これまでも、県として、利用者に安全、安心に

利用してもらうために、また、管理者として、限られた予算の中ではありますが、対応していただいているものと思います。

一昨年、私が住む玉名市で、小学生の通学路になる県道が雑草で生い茂り、通学をする際支障が出ていると、トラックや大型車も多く通るため、特に危険だと連絡がありました。

県として即時対応が難しいため、そのときは、 翌日地域住民の方が集まり、草刈り作業が行われ ました。現在も、年に数回は草刈りが必要なた め、地域のボランティアとして作業をされていま す。

このようなケースは多く、地域住民のボランティア、また、区役の一環として草刈りをされているところは少なくありません。

そのような中、清掃、除草、植栽など、道路の 美化作業の普及と県民の道路美化に対する意識を 高揚することを目的として、県の事業、ロード・ クリーン・ボランティア事業を実施されておりま す。

随時、ボランティアの参加団体を募集されておられますが、参加団体への支援内容として、傷害保険の加入のほか、除草、清掃、植栽に必要なごみ袋、軍手、肥料、燃料代などは、各団体の希望に応じて、1団体当たり年間2万円、これを上限に支給を受けることができます。

ロード・クリーン・ボランティア、その名のとおり、あくまでボランティアという形であり、各企業や団体は、美化活動の一環として取り組まれています。

この事業自体は、大変すばらしい活動だと思います。しかし、恒久的に道路を維持管理していくためには、さらなる多くの地域住民の方々の参加や協力が必要不可欠だと考えます。

また、一方、県内の県が管理する河川は、一級

河川の指定区間、二級河川と合わせて2,036キロとなっており、これらの河川に対しても、維持管理は、毎年、道路同様、限りある予算の中で適正な管理に努めていただいていると思われます。

前回の質問時にも紹介をさせていただきました。昨年も、玉名市岱明町三崎地区では、県管理河川の行末川沿いや友田川沿いの河川敷において、地域のボランティアの方々による大がかりな草刈り、除草作業が行われました。

一昨年前は、竹林が生い茂り、河川敷沿いの管理用道路の往来でさえままならない状況から一変、現在は、朝夕の散歩道として、多くの方がウオーキングで利用するなど、見違えるほど環境もよくなり、きれいになりました。

河川においても、県は、地域住民やボランティア団体などによる除草やごみ回収などの活動を支援するくまもと マイ・リバー・サポート事業に取り組んでおり、自発的な活動の後押しをされていますが、県管理道路の維持管理と同様、良好な河川空間を継続的に保全していくためには、地域住民の方々の力が必要です。

しかし、県河川においても、地域の要望に応えるにはあまりにも対象が広大で、予算も人手も足りていないのが現状であり、恒久的に維持管理していくためには、今後、新たな取組も含め考えていく必要があると思われます。

道路のロード・クリーン・ボランティア事業、 河川のくまもと マイ・リバー・サポート事業、 それぞれのボランティア制度について、支援、サ ポート内容をより充実し、少しでも魅力ある事業 に展開していく必要があると考えますが、ここで 質問をさせていただきます。

県が管理する道路、河川の維持管理における地域住民の参加の促進について、今後どのように取り組んでいくのか、土木部長にお尋ねをいたしま

す。

[土木部長亀崎直隆君登壇]

〇土木部長(亀崎直隆君) 議員御紹介のとおり、 県では、道路及び河川の美化活動の普及と県民の 皆様の美化に対する意識の高揚を図ることを目的 として、ロード・クリーン・ボランティア事業、 マイ・リバー・サポート事業に取り組んでおりま す。

この2つの事業では、活動者が加入する傷害保険の保険料の補助や美化活動に必要な用具の提供などの支援を行っております。

これらの事業の周知に努めてきた結果、参加される方々は年々増加し、ロード・クリーン・ボランティア事業の参加数は、20年前の69団体から昨年度末には541団体に、同じくマイ・リバー・サポート事業では、7団体から173団体に増え、現在、様々な地域で多くの方々に活動をいただいております。ボランティアの皆様に改めて感謝を申し上げます。

このような住民の皆様によるボランティア活動は、身近な地域の道路や河川への関心を高めることにつながり、ひいては魅力あるまちづくりや平時からの防災意識の醸成など、本県が目指す緑の流域治水の推進にも資するものと認識しております。

そのため、さらなる活動の広がりにつながるよう、アンケート調査などにより御意見や御要望を伺い、より活用しやすい事業となるよう、必要な運用の改善を図ってまいりたいと考えております。

あわせて、支援の内容をさらに多くの方々に知っていただけるよう、県政テレビ番組といった各種メディアやイベントなどを活用し、事業の周知により一層努めてまいります。

今後とも、県民の皆様に道路や河川を身近なも

のとして関心と親しみを持っていただき、ボラン ティア活動にも多数参加していただけるよう、し っかりと取り組んでまいります。

[坂梨剛昭君登壇]

〇坂梨剛昭君 土木部長より答弁をいただきました。

話があったように、ロード・クリーン・ボランティア事業、マイ・リバー・サポート事業、年々参加者が増えているということで、このことに関しては、とてもすばらしいことだと思います。しかし、あくまで美化作業の一環で、地域が行政に求めて作業していただきたい箇所とはどうしても違ってまいります。

先ほど質問したように、歩道がない通学路などは、草が生い茂ると危険なため、早急な対応が必要となります。年に数回の除草が必要なため、その都度業者に委託するならば、大変な予算が必要となってまいります。

そのような箇所は、県内に数え切れないほどある中、恒久的にこのような道路を維持管理していくためには、地域として協力をしていただき、管理していくことが必要になってくるのではないでしょうか。

安全面など問題もあるとは思いますが、ロード・クリーン・ボランティア事業、マイ・リバー・サポート事業、この内容の充実か、または地域として定期的に管理していただくためにも、支援制度を改めて見直していただくか、また考えていただきたいと思います。

次に、不登校特例校の設置支援に向けて質問を いたします。

先月の5月5日、こどもの日、熊日の新生面に 改めて考えさせられた記事があったので、私なり に少しニュアンスをつけて紹介をさせていただき たいと思います。 20年前、3月のこと、我が家に遊びに来ていた 近所の男の子に、もうすぐ小学生だねと話しかけ たら、まだまだ先だよと答えられて驚いたことが ある、4月には入学式のはずなのに、私は不思議 な感覚になった、確かに、自分自身を振り返って みれば、小学1年の頃は、40日間という夏休み は、まるで永遠に続くかのごとく長く感じた、そ んな記憶さえある、いわゆる子供と大人とでは時 間の感じ方が違うということです。

19世紀のフランス哲学者ポール・ジャネのジャネの法則によると、主観的に記憶される年月の長さは、年少者にはより長く感じ、年長者にはより短く感じる、生涯のある時期における時間の心理的長さは、年齢に反比例すると説いています。

例えば、50歳の人にとって、1年という時間は 人生の50分の1、5歳の子供にとっては人生の5 分の1、いわゆる5歳の子供にとって、その1年 という時間は、50歳の大人の10年間に相当する計 算になってまいります。

様々な経験を持つ大人は、先々に起こる事情、 事象に慣れているため、予想することさえできま す。しかし、初体験が連続する子供にとっては、 大人が当たり前だと思うことでさえ感動ができま す。いわゆる平等である時間は、受け止める側の 感受性次第で、ときめくこともあれば、退屈する こともあるということです。

前段が長くなりましたが、それだけ子供が過ご す時間は、人間形成をつくり、失敗と成功を繰り 返し、成長する大事な時間だということです。

その大切な時間を長く過ごす学校生活で、今不 登校児童生徒が急増し、社会現象となっていま す。

文部科学省による調査では、不登校の児童生徒は、9年連続で増加、2021年度の全国調査では過去最多の約24万4,940人となり、大変憂慮すべき

状況です。

児童生徒数が減少する中、不登校児童生徒は増 えていくというこの実態に目を背けず、社会とし て寄り添っていく必要があると考えます。

なぜ子供たちが学校に行かなくなるのか、原因はもちろん様々です。学校での生きづらさ、コミュニケーションが取れない、生活環境や家庭内環境、友人関係、いじめ、仲間外れなど、一人一人理由があります。

そのため、柔軟な教育の機会を確保するため、特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備などが求められてきています。社会性や学力を養うのみならず、併せて福祉的・医療的支援も必要となる中、不登校の児童生徒を対象とした教育課程を編成できる不登校特例校が、今改めて対応策の一つとして注目されてきています。

文部科学省の中央教育審議会が取りまとめた答申である次期教育振興基本計画について、2023年度から2027年度に向けて、全都道府県、指定都市への設置を目指すと明記をされました。

不登校特例校は、今年の4月現在で、全国に小中高合わせて24校設置をされています。九州では、鹿児島の1校のみです。

その中でも、約20年の実績がある八王子市立高 尾山学園の黒沢校長は、一人一人に寄り添い続け る、誰一人取り残さない教育ということで、不登 校児童生徒に向き合い、現在奔走されています。

この高尾山学園は、不登校の子供たちが家から 出て人と関わること、そして基礎学力と社会性を 獲得するため、また、学校が安心、安全で、人と の関わりや様々な体験が楽しいと思えることを大 切にされています。

授業時間は、時数軽減により、教育課程760時間、標準は850時間から1,015時間程度になります。宿題はないそうです。また、社会性を育むた

めに遊びを取り入れ、ルールの重要性やコミュニケーションの大切さを育む教育、相談室を用いたスクールカウンセラーの設置、本人や保護者などにも相談に乗る形を取り、そのほか様々なサポーター、学生なども含め、総勢100名程度の大人が子供たちの話を聞く、その環境を整えられておられます。

その中でも、教職員が徹底して取り組んでいる のが情報の共有です。

毎朝、1校時目が始まる前の30分は、指導補助員なども含め、あの子は昨日こうだった、ここを褒めたなどと情報を共有し、さらには週1回は、学校全体でスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが同席する会議を行っておられます。

また、不登校児童生徒は一人一人のペースがあるため、その姿勢を尊重するためにも、転入時には独自の取組が行われ、入学希望者は臨床心理士が困り事を丁寧に聞き取り、それから校内見学、面談を経て、教育委員会が運営する適応指導教室に通います。そして、改めて本人の登校意欲が高まったならば、授業見学、学習体験と段階を踏まれるそうです。

卒業に向けて、進路指導は、本人の希望と特性 を踏まえて、マッチしそうな選択肢を提示されま す。結果、進学率は、95%以上に上っていくそう です。

今を生きる子供たちに可能性と未来を示すこと、また、家族だけでは切り開くことができないこの世の中だからこそ、学校、行政、社会などで支え合える環境を整えていき、不登校児童生徒の自己肯定感を高めるため、社会的自立に向けて、その一歩を支える必要があると私は考えます。

今は、パソコン、スマートフォン、ゲームにS NSなど、情報は、人に関わらなくても、ほとん どのものは手に入ります。いわゆる一人で過ごせる時間が増えたということです。便利な世の中になったと思いますが、少し寂しい時代になったなと感じてしまいます。

人と人との適切な接し方など、オンラインだけでは学べないことが確実にたくさんあります。だからこそ、学校を通じて子供たちには失敗や成功を経験し、学びや遊びを通じて信頼できる友達をつくるなど、生きる上で大切なことがあることを知ってほしいと思います。そして、その可能性を少しでも広げてあげたいと考えます。

そこで質問をいたします。

県教育委員会としての対応、また、県内の市町 村における不登校特例校の設置に向けた具体的な 支援について、教育長にお尋ねをいたします。

[教育長白石伸一君登壇]

○教育長(白石伸一君) 不登校特例校の設置支援 についてお答えいたします。

文部科学省の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果では、本県の不登校児童生徒数は、高等学校では3年連続で減少する一方、小中学校では9年連続で増加しており、小中学校における不登校児童生徒の増加が生徒指導における喫緊の課題となっております。

議員御指摘の不登校特例校は、不登校の児童生徒の実態に配慮し、新しい教科を設けるなど、特別の教育課程を編成した学校です。不登校児童生徒の学びの保障に向けた支援策の一つとして有効な方法だと認識しており、本年4月現在、全国に市区町村立14校、私立10校の計24校が設置されています。

県教育委員会では、現在、他県の事例を基に、 不登校特例校の設置主体、転入学の手続、教育課程、児童生徒の通学状況などについて研究を進め ているところでございます。 全国の先行事例では、設置主体は市区町村立が 大半であること、また、小中学生の不登校児童生 徒が大幅に増加していることなどから、今後、市 町村に対しても、改めて不登校特例校の先行事例 等について情報提供を行い、研究を進めていただ くようにお願いしたいと考えております。

引き続き、市町村教育委員会や福祉関係部局などと連携を図りながら、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を進めてまいります。

[坂梨剛昭君登壇]

○坂梨剛昭君 教育長より答弁をいただきました。

子供の性格などが形成されるのは、大体3歳くらいに人格が形成され、10歳くらいで確定すると言われています。

その中で一番重要なのは、人から愛されているという実感を持つこと、また、必要とされるという、それを感じ取ることが重要だと言われています。感じ取る、この自己肯定感がより高くなればなるほど、苦境に直面したとき、力強く生きていけるそうです。その大事な成長段階を多く過ごす学校生活には、先ほども申し上げましたが、たくさん学ぶことがあると信じています。

不登校で苦しんでいるのは児童生徒だけではなく、家族ももちろん同じです。無理をする必要は決してありません。しかし、子供に、また、家族に、その選択肢というものを広げてもらうのは、私たち行政の役割だと思っています。

まだ九州には1校しかありません。熊本でも、 学校に行きたくても行けない児童生徒に特例校と いう選択肢を与えていただきますよう、切にお願 いを申し上げます。よろしくお願いします。

最後の質問をさせていただきます。

次に、自死抑制に向けた取組について質問をい たします。 自殺総合対策の基本理念として、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すことが決定されて以降、熊本県でも、平成18年に501人を記録してから緩やかに減少、平成30年には248人まで減少しました。近年は、下げ止まりの傾向が見られており、全国的に見ても、自殺者数、自殺死亡率ともに中位に位置しているのが現状です。

個人の問題と認識されがちだった自殺は、社会の問題として認識されるようになり、自殺者数の 年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上 げてきていますが、決して楽観できる状況ではあ りません。

熊本の現状は、40代から60代の男性の割合が高く、全体の約4割を占めています。また、10代から30代までの死因が、その第1位が自殺となっており、職業別では、無職者が全体の約5割を占めています。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題なのです。このことを社会全体で認識するよう、改めて徹底していく必要があります。

我が国においては、人口10万人当たりの自殺による死亡率は、G7諸国の中で最も高く、かけがえのない多くの命が日々自殺に追い込まれています。

そこで、自殺の危険性の高い人や自殺未遂者の 相談など、心の悩みの原因となる社会的要因に対 する取組が求められることから、問題に対応した 相談窓口を紹介できるようにすること、さらには 経済や生活問題の相談窓口担当者も、自殺の危険 を示すサイン、対応方法、外部の保健医療機関な ど、自殺予防の基礎知識を有されることが求めら れてきます。

こうした連携の取組の効果をさらに高めるた

め、様々な分野の支援に当たる人々が、それぞれ 自殺対策の一翼を担っているという意識を共有す ることが重要であるとともに、今以上に広く啓発 活動をすることが必要であると考えます。

近年では、子供の自殺者数が増加傾向を示して おり、その自殺対策に対して強力に推進していく ことが求められます。子供の自殺対策をより推進 していくためには、こどもまんなか社会の実現に 向けて、常に子供の視点に立ち、子供政策に強力 かつ専一に取り組む組織として構築していく必要 があると考えます。

また、自殺に追い込まれようとしている人を未然に防ぐためには、事前の自殺の危険を示すサインに気づき、的確な対応、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげることが必要です。

命の門番であるゲートキーパーは専門職ではなく、若者を含め、国民一人一人が周りの人の異変に気づいたときには、身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎知識の普及を図り、ゲートキーパー養成の取組を促進すべく、行政機関や各地域におけるゲートキーパー研修の受講の取組を進めるべきだと考えます。

今後、ゲートキーパーに対する取組は、より自 殺予防を推進していくためにも、養成に係る目標 人数の明確な設定なども必要と考えます。

ここで質問いたします。

以上のことを含め、自死抑制に向けた取組について、何よりも生きることの阻害要因を減らすことが重要と考えます。

そこで、熊本県のこれまでの取組と今後の対応 策について、健康福祉部長にお尋ねをいたしま す。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

〇健康福祉部長(沼川敦彦君) 本県の自殺者数

は、平成23年から減少傾向にありましたが、近年 は、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、 増加傾向にあります。

病気や失業、孤立など、生きることの阻害要因が、健康や経済的安定、信頼できる人間関係など、生きることの促進要因を上回ったときに自殺リスクが高まります。

県では、こうした生きることの阻害要因をできる限り減らすため、自殺対策推進計画に基づき、相談支援や普及啓発、人材育成などの対策を重点的に進めています。

具体的には、子供や若者を対象としたSNS相談や夜間の電話相談時間の延長、民間相談機関の相談員の確保対策などのこれまでの取組に加え、今年度からは、SNS相談の利用者をさらに増やすためのLINE広告等による啓発、電話相談の回線増設や相談時間のさらなる延長など、相談支援体制の充実強化を図っております。

また、若者には、ユーチューブやインスタグラム、高齢者には、新聞やラジオといった世代を意識した多様なメディアを活用し、相談窓口により誘導できるような啓発の取組も行っているところです。

議員御指摘のゲートキーパーについては、従来からの民生委員や医療・福祉関係者に加え、県立大学の学生と連携し、高校や専門学校の生徒を対象としたゲートキーパーの養成にも力を入れています。あわせて、今年度は、若者などのゲートキーパーへの関心を高める動画を新たに作成いたします。

ゲートキーパーは、身近な人のSOSに気づき、必要な支援につなぐ重要な役割を担っていることから、ゲートキーパーの数を現在の8,000人から令和9年度までに2万人以上に増やすことを目標に、市町村等と連携し、普及啓発や養成研修

に取り組んでいるところです。

今後も引き続き、医療、福祉、警察等の関係機 関と連携強化を図り、県民の命を守るための自殺 対策に全力で取り組んでまいります。

[坂梨剛昭君登壇]

〇坂梨剛昭君 健康福祉部長に答弁をしていただきました。

自ら相談をする、そのような人は、心の中で助けを求めているんだと思います。生きたいと思っている人が多くおられます。そして、相談される方は、自分という人間の存在を知ってほしいという方がたくさんおられると思います。問題は、相談をされない、そしてできない方が多くおられるということだと私は思います。

重要なのは、ゲートキーパー、また、それに併せて、令和5年4月1日に設立されたこども家庭 庁が今秋以降策定されるこども大綱の中で、子供 の自殺対策に係る取組が示されてきます。

これまでの厚生労働省の取組に加え、こども家庭庁とも連携を図り、全力で対策に講じていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後に、要望をさせていただきます。

有明海沿岸連絡道路について、再度要望をさせ ていただきます。

昨年の1月、三池インターチェンジ連絡路着工 式が行われ、いよいよ熊本県内へ延伸という大き な期待を持つことができました。

そして、令和5年度では、国土交通省予算において荒尾道路が新規事業化されたことを発表され、有明海沿岸道路は本格的に熊本に入り、大きな一歩を踏み始めました。

今後、長洲町、玉名市を通過し、熊本市へ、そ して有明海を沿うように、交通アクセスとして、 大幅な時間の短縮、渋滞の緩和、災害時でのライ フラインとしての役割、そのほか住宅、工場、企 業、物流、交流人口の増加など、地域活性化として無限大に可能性が広がり、きっと大きなうねりを生じてくれるものと思われます。

有明海沿岸道路は、沿岸の都市群を連携することにより、地域間の連携、深刻な渋滞箇所の混雑緩和、交通安全の確保など、交通促進のため計画された地域高規格道路になります。現在、39.2キロ、福岡県29.2キロ、佐賀県10キロが開通をしております。

熊本は、九州の中心に位置し、その地理的優位性を最大限に生かす熊本県新広域道路交通計画のコンセプトとして「すべての道は、くまもとに通じる」とありました。まさにそのとおりであると考えます。

そのような中、一昨年の6月、有明海沿岸連絡 道路ということで、広域道路ネットワーク計画の 中に記されました。現段階では構想路線になりま すが、この路線は、有明海沿岸道路から玉名市付 近で河内方面と分岐し、東側へと延伸されると予 想され、現在の熊本西環状道路につないでいくの であろうと予測ができます。

県北地域として、この有明海沿岸連絡道路には 大きな魅力を感じずにはいられません。

県北地域から熊本市内、空港までの大幅な時間の短縮、また、TSMCをはじめ、関連企業などのベッドタウン、さらには企業誘致にも寄与するであろう連絡道路には大きな可能性を改めて感じます。また、進行中である、そして強力に進められている中九州横断道路につながるのであれば、大分県から佐賀県まで横断する横軸の重要路線になるのではないでしょうか。

今後、有明海沿岸道路の促進は最重要課題では ございますが、併せて、九州の横軸として重要路 線となり得る有明海沿岸連絡道路につきましても 力を注いでいただきますよう、要望をさせていた だきます。

無事に質問と要望を終えることができました。 御清聴ありがとうございました。(拍手)

○副議長(内野幸喜君) この際、5分間休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時9分開議

○議長(渕上陽一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

髙野洋介君。

[髙野洋介君登壇] (拍手)

○高野洋介君 皆さん、こんにちは。自由民主党・八代市・郡選出・高野洋介でございます。改選後初の一般質問、私、今回が大トリというふうに思っております。

初めての大トリということで、大変緊張しておりますけれども、これまで、9名の方々が立派な質問をされてこられました。それに負けないように、しっかりと60分間、通告書に従いまして、頑張っていきたいというふうに思いますけれども、今回は、あまり時間の余裕がございませんので、皆様方、私の一番の得意の楽しみにしておられます今日は何の日シリーズは、時間が余ったら最後にやりたいと思いますので、最後まで楽しみにしていただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、今からやりますけれども、知事はじめ執行部の皆様方、答弁は、できるだけ簡潔に前向きな答弁をよろしくお願いをいたします。

それでは、最初の質問に入りたいと思います。

TSMCの進出は、本県のみならず、九州全体の経済発展の起爆剤にもなるものと信じて期待しております。

一方で、産業人材の育成、確保が喫緊の課題で

あり、県は、既存の大学等との連携などで対応されるとのことですが、私は、県が主体的かつ積極的に自らが取り組んでいくことが重要ではないかと思います。県が率先して取り組むことで、地域経済なども呼応し、いい影響が出てくるのではないかと考えております。

ただ、今回のTSMC進出は、正直、私の地元 八代や芦北、球磨などの県南地域においては、観 光交流の拡大や関連企業の立地などへの期待は幾 らかはあるものの、その波及効果は非常に限定的 ではないかと感じております。

そこで、本日御提案したいのが、県による八代 地域への大学の誘致です。

地元八代市の人口ピラミッドを見ますと、15歳から19歳の年代の膨らみが特徴的で、私立の高校や熊本高専などへの市外からの入学者と考えられます。

ただ、せっかく来られた若者も、八代市には、 高等教育機関として中九州短期大学と熊本高専の 専攻科はありますが、4年制大学進学の選択肢が ないため、20歳から24歳の年代の方々が、進学、 就職を機に一気に減ってしまうという状況となっ ております。

蒲島知事は、2期目の幸せ実感くまもと4カ年 戦略の中で「世界からの「知」の集積」という戦 略を掲げられ、大学院誘致に取り組まれました。

また、本年2月の定例会でも、水俣市を半導体 関連産業の人材育成の重要な拠点の一つと認識し ているとも答弁されています。

大学などの高等教育機関が新たにできることで、多くの若者や教育者などが集まり、関係人口や交流人口が拡大します。

また、地元商店街などにおいても、アルバイトなどの貴重な人的資源にもなりますので、地域経済が活性化し、町のにぎわいも出てくることとな

ります。

そして、卒業後に県内の企業等に就職され、その一部の方々でも八代に愛着を持っていただければ、そのまま八代に定着いただけるということにつながっていくのではないかと考えております。

少子化が進む中、非常にハードルは高いという ことは重々承知しておりますが、八代だけではな く、熊本にとって、4年制大学が県南地域にでき るということは、とても重要なものになると確信 しております。

100年に1度とも言われるこの大きなチャンスを最大限に生かすため、また、熊本県の創造的復興のシンボルの一つとして、ぜひとも4年制大学の誘致について、県による主体的かつ積極的な取組をお願いしたいと思っております。

私のこの思いに対し、ぜひ知事から御答弁をお 願いいたします。

[知事蒲島郁夫君登壇]

○知事(蒲島郁夫君) 私は「逆境の中にこそ夢がある」を人生のモットーに、高校卒業後、地元農協職員を経て、農業研修生として渡米しました。その後、ネブラスカ大学に入学、さらにハーバード大学の大学院に進学し、博士号を取得することができました。

大学で多くのことを学び、また、様々な先生や 友人と関わりを持つことで、私のような若者でも 夢を実現できることを誰よりも深く感じていま す。

議員御指摘のとおり、大学は、立地することで、地域の将来を担う人材の育成はもとより、若者の定住や地域経済の活性化など様々な波及効果が生まれ、地域の振興に大きく貢献し得ると認識しています。

一方で、国は、18歳人口が減少していく中、経 営困難な大学が増えないよう、私立大学の新設を 抑制する方針を示すなど、大学の誘致は極めて厳 しい状況にあります。

本県におきましては、TSMCの進出を踏ま え、半導体産業集積強化に係る全庁横断的な体制 の下、県立技術短期大学校の半導体技術科の新設 など、人材の育成、確保に取り組んでいます。

県南地域におきましても、水俣市が取り組む半 導体人材育成への支援、そして球磨川流域大学構 想の理念に基づく交流人口の拡大に取り組んでい ます。

その上で、本県への大学誘致を推進していくためには、何よりも地元の熱意や盛り上がりが必要であると考えています。

八代地域における取組により、大いなる機運の 醸成が図られたときには、県としても、地元と連 携して誘致の可能性を検討してまいります。

[高野洋介君登壇]

○高野洋介君 知事から答弁をいただきましたけれども、平たく言うと、今のところは全く検討の余地もないというふうなことを認識しております。

これを質問するに当たって、いろんな方々から 御意見をいただきました。それは無理だろうと か、それは絶対でけんばいとか、それはさっさん よとかという話がありましたけれども、これが、 私は、知事が言う逆境にこそ夢がある、そして不 可能を可能にする思いというものが伝わっている んだというふうに思ってます。

昨日、ニュース、また、今日の新聞にも載って おりましたけれども、熊本大学が新学部の教育棟 を新設されるというふうな報道もありました。こ れから熊本大学がいろんな設備投資をして、学生 を集めて、毎年200人以上の技術者を輩出してい きたいというふうなことを言われました。

私がいつも考えておりますのが、この県南にま

だまだ土地も余裕もあります。インフラ整備もしっかりと整えられております。ですので、八代に、ぜひそういった半導体関係の人材育成の拠点をつくればいいなというふうな矢先に、熊大がやられるということで、私の考えが熊大に似てるのかなというふうに思いましたけれども、ぜひ、知事には、自分が率先して汗をかくような、そういう知事になっていただきたいなと思ってます。

知事は、私が先頭に立ってという言葉をよく使われますけれども、今回の答弁では、一切そういうことがございませんでした。ここが非常に私、残念だったんですけれども、私は、これが終わりじゃなくて、これがスタートラインに立つスタートかなというふうに思っておりますので、知事の任期中には、ぜひともそういったことをやっていただきたいなと思っています。また、これができるのが、私は蒲島知事だというふうに思ってます。

当然、知事がおっしゃいました、今国は、大学が増えないようにしているということも十分承知しておりますし、当然、大学をつくることによって、先生たちも集めなければいけない、これも大変なところだというふうなことは重々理解しておりますけれども、これができるのが、やっぱり教授であった蒲島郁夫知事だというふうに思いますので、私は大いに期待しておりますので、知事、ぜひよろしくお願いいたします。

今無表情で私を見られておられますけれども、 ぜひ前向きな形で、よろしくお願いしたいと思っ ております。

そのためには、やっぱり我々県南の人間からすると、大学が来ても、きちんと魅力があるような、そういう地域を八代市と連携しながら、氷川町とも、また、県南のそれぞれの市町村とも連携しながら、魅力のある地域をつくることも必要だ

というふうに思いますので、しっかりやっていきたいというふうに思っております。

あと、知事に1つ紹介したいのが、私の同級生のお子さんが、中学3年生のときの進学のときに、ちょうどそのときTSMCの話題が上がっておりました。その子供が中3になって、自分は将来半導体の関係の仕事に就きたいということで、当初は普通高校に行く予定だったのが、やっぱり高専のほうに行ったというような経緯もあります。

今、県民の方々、保護者の方々は、この半導体の業界がどういうふうな形になるのかというのを非常に期待しておりますので、しっかりこの八代でも4年制大学で学べるというのがあれば、地元の子供、また、県外からも八代のほうに来ながら学べるというふうにつながると思いますので、ぜひやっていただきたいと思っています。

それと、もう1つ提案をさせていただきますけれども、熊本県には熊本県立大学もございます。 今は工学部というものがございませんが、ぜひ県立大学のほうも、熊大に負けないような施設の整備を整えて、工学部のほうもぜひ検討のほうもお願いをしたいなというふうに思っております。

また、2000年に開学いたしました別府の立命館 アジア太平洋大学、これは、当時の大分の知事が 中心となって、別府市と連携して誘致をしたとい う経緯もございます。

今日の答弁では、最後知事が言われましたのが、八代地域における取組は、機運の醸成が図れたときには、県としても地元と連携して誘致の可能性を検討してまいるという、八代市次第だよというような受け取り方もできるかもしれませんけれども、ここは、先ほど言いましたように、知事が先頭に立って、八代市も氷川町も沿線の自治体のことも巻き込んだ中で、ぜひしっかり可能性に

ついて取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、100年に1度のチャンスならば、このチャンスを生かすためにも、しっかりとこの八代、県南にも、肌で感じるそういう波及効果を、ぜひ取組をお願いしたいなというふうに思いますので、よろしくお願をいいたします。

それでは、次に、新型コロナウイルス感染症の 5類移行等を踏まえた今後の高齢者施設への支援 についてお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、先月8日に、感染症法上の位置づけが2類から5類へ変更され、これまでの日常に戻りつつあると感じています。

また、4月に開催された県と熊本市の専門家会議でも、重症化リスクの高い方々がいる高齢者施設等では、感染への備えをさらに強化するとともに、現行の支援を当面継続するとされており、私も少し安心をいたしました。

一方、第8波までは、高齢者施設等においても数多くのクラスターが発生し、医療機関の逼迫により、やむを得ず施設内で感染者の入所を継続せざるを得ないケースもあったと聞き、施設内のゾーニングや入所者への十分な感染対策など、職員の負担は増大したと思います。

さらに、本人や家族が感染し、出勤できない場合は、残った職員の負担は大きく、施設でのサービス継続は困難を極めたことでしょう。

県では、感染者が発生した高齢者施設等からの 要望に応じ、これまで看護や介護職員から成る支 援チームの派遣等を行われていますが、比較的感 染が落ち着いている今こそ、次なる感染拡大に向 けた施設間の応援体制づくりを進めておくべきと 考えます。

また、気になるのが、物価高騰と介護人材の不 足です。この状況が続けば、運営が立ち行かなく なる施設等が出てこないとも限りません。

ある信用調査会社の調査では、昨年、全国の介 護事業者の倒産は過去最多だったそうです。

食材などの物価や光熱水費の高騰対策に加え、 介護人材の確保は、特に厳しさを増していると感 じています。

物価高騰対策につきましては、昨年12月補正予 算で支援策等を講じていただきましたが、施設等 ではまだまだ厳しい状況が続いていると聞いてい ます。

県においては、改めて実情を踏まえた追加の支援を行っていただくとともに、必要に応じ、国への要望等も検討していただければと思います。

また、介護人材の確保においては、県も様々な施策に取り組んでおられますが、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、県内でも約2,000人の介護人材が不足すると見込まれています。コロナ禍が落ち着き経済が回復すれば、さらに厳しい状況が続くものと危惧しているところです。

そこで、健康福祉部長にお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、この時期こそ、高齢者施設で多数の感染者が発生した場合に備えた応援体制の構築を図ることが重要ではないか、また、昨今の物価高騰や介護人材の不足に対し、県としてどのような対策を考えられておられるのか、併せてお尋ねします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

〇健康福祉部長(沼川敦彦君) まず、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた高齢者施設への支援についてお答えします。

高齢者施設には重症化リスクが高い方が多く生活されていることから、5類移行後も、協力医療機関との連携など、平時の取組を強化しつつ、現行の支援体制を継続しているところですが、議員御指摘のとおり、今後は、クラスター発生時など

の有事において、行政の支援はもとより、施設間 相互の共助による応援体制を強化することが大変 重要と考えております。

施設間で応援に駆けつける職員の名簿には、5 月末時点で38施設、94名の方々に登録いただいて いるところです。

今後は、第8波までに施設内での感染者対応を 経験した職員にも呼びかけを行い、登録職員をさ らに増加させるとともに、スムーズな派遣につな げるため、5月から開始した施設への個別訪問研 修を積極的に進めながら、施設間における応援体 制の強化を図ってまいります。

次に、高齢者施設への物価高騰対策についてお 答えします。

昨年12月定例会で国の臨時交付金を活用した支援策を予算化し、県内約2,500か所へ給付を行ったところです。その後も物価の高騰は続いており、国の交付金の追加配分を踏まえ、県では、前回のスキームを活用した追加支援の予算を今定例会に提案しています。

本来、このような費用は、介護報酬の上乗せなどにより適切に対応をすべきものであり、今後、機会を捉え、国への要望等を行ってまいります。

最後に、介護人材の確保についてお答えしま す。

本県は、多様な人材の参入促進、職員の定着促進、給料などの処遇改善の3つの観点から、様々な人材確保の取組を行ってきたところです。

これにより、本県の介護職員数は、令和3年に約3万2,000人と、この4年間で約1,700人増加していますが、まだまだ不足しております。

このため、本年度は、さらなる加速化を図るため、2つの新たな事業に取り組みます。

1つ目は、実際に介護人材を雇用する事業者等への補助メニューを大幅に拡充し、研修等による

人材の育成に加え、新たに人材の確保や定着に向けた取組を事業対象として助成を行います。

2つ目は、地域人材にターゲットを絞り、地域 で職場体験や就職面談会等を組み合わせて行うモ デル事業にも新たに着手します。

介護を要する高齢者にとって、ついの住みかと もなる高齢者施設においては、いかなるときもサ ービスの提供が継続されることが重要であり、そ れを支える人材確保は喫緊の課題です。

今後も、現場の意見を丁寧に伺いながら市町村 や関係団体と連携し、支援に取り組んでまいりま す。

[髙野洋介君登壇]

○高野洋介君 健康福祉部長より答弁をいただきましたけれども、医療の部分は、初日の藤川先生のほうがしっかりされましたので、私は、今日は介護の現場に特化して質問をさせていただきましたけれども、新型コロナウイルスの発生で一番困ったのが、やっぱり先ほど少し本文でも触れましたけれども、施設職員さんやまた御家族が感染すると、10日や7日、また、5日、3日といった、仕事に来たら駄目だよというような期間があったということで、このとき、それぞれの施設間でローテーションを組み直したり、いろんな形で非常に苦労されました。

ある施設の責任者の話を聞くと、本当に地獄のような毎日だったと。終わりも見えないこのコロナとの闘いの中で、本当に疲弊しまくって、これから、本当に施設として、職員は、一回辞めたら、もう二度と介護の現場には復帰されないんだろうというような、そこまで追い込まれた方々もたくさんいらっしゃいますので、そうしないように、それぞれの施設間同士の連携を取って、余裕がない施設ばっかりですけれども、その中でも少しでも助け合いながら、そういう介護の現場をつ

くらなければいけないというふうに思っております。

本当に介護職員が少なくなっても、利用者とか 入所者に御迷惑をかけるわけにはいきませんの で、そういったところを使命感としてコロナ期間 中はやられたということを、1つ御紹介させてい ただきたいと思っております。

また、県としても、しっかりとこれまでやってこられましたし、今後、また人材不足の対策とか、いろんな形で対応はされますけれども、一番大切なことは、私は、その職員さん、また、働く人が誇りを持って、そして一生懸命やって報われるような、そういう介護の現場にしなければいけないというふうに思っております。

本当に、皆さん、今使命感を持ってやられているわけでございますので、当然、待遇等々の方針も、国のほうには要望をされておられますけれども、もう少し強い気持ちでやっていただきたいなと思ってます。

知事におかれましては、知事会等々を通じてでも、やっぱり介護の現場というものを、もう一回 国のほうに後押しのほうもお願いをしたいなというふうに思っております。

本当に物価対策もそうなんですけれども、ある施設の人が言われたんですけれども、電気代や食費や何もかんも上がってしもたて、月に200万、300万上がったという施設もあります。ただ、介護報酬等々は一切上がらず、本当に自分たちは毎月毎月赤字の経営をやっているんだというふうな話も聞きました。

ですので、せっかくこうやって国の政策があるのならば、都道府県一緒になって、介護報酬もきっちり考えるということも、ぜひお願いをしたいなというふうに思います。

本当に、これからも、介護の現場、大変な部分

がございますけれども、介護の現場の声を聞きながら、ぜひすばらしい環境をつくっていただきますようによろしくお願いをいたします。

次に、消防学校についてお尋ねをいたします。

今年3月、基本構想、基本計画の検討状況が報告されました。消防学校は、県内唯一の教育訓練機関であり、大規模災害時は、九州を支える広域防災拠点構想において、緊急消防援助隊が集結、活動する拠点となります。

私は、約2年前、消防学校を視察しました。40年前に建てられ、老朽化が著しく、寄宿舎は、6人部屋で間仕切りもなく、とにかく施設の狭さを感じたところです。

特に、新型コロナウイルス感染拡大のときは、 訓練生を分散して授業を行うなど、建設当時には 想定できなかった課題に直面しています。

実際に、昨年5月には、クラスター発生により、1週間の臨時休校になったと聞いております。

また、近年、女性の訓練生も増え、共同利用のトイレや浴室、洗濯室など、プライバシーの面からも根本的な課題を実感しました。

熊本地震では、緊急消防援助隊として、各県から400名以上の隊員と100台を超える部隊車両が集結し、グラウンドが消防車両や野営テントで埋め尽くされました。

当時、校舎や寄宿舎、屋内訓練場は被災し、指揮所は玄関に設置され、屋外で寝泊まりせざるを得ませんでした。

また、ライフラインは無事だったものの、校舎 そのものが大規模災害時の広域防災拠点として十 分に機能しなかったのではないかと考えます。

令和2年7月豪雨災害のときも、災害発生直後 から緊急消防援助隊の宿営地となりましたが、初 任科教育訓練期間中ということもあり、途中から 宿営地を近隣のグランメッセに変更することになりました。

このように、消防学校の教育訓練環境や大規模 災害時の対応能力への限界を痛感したことから、 令和3年9月の総務常任委員会で、整備を進める ための財政支援措置の要望を、当時の金子総務大 臣へ行うよう県にお願いし、さらに令和4年2月 議会で、消防学校の施設整備について質問をしま した。

その結果、令和4年度から国の事業対象が拡大 され、消防学校整備の前倒しにつながり、大変う れしく思っております。

そこで、今回の消防学校の整備に当たり、教育 訓練施設としての機能と九州広域防災拠点構想で 位置づけられた機能をどのように具現化させよう と考えておられるのか、さらには新しい施設、設 備を活用してどのように教育カリキュラムを充実 させていこうと考えておられるのか、以上2点に ついて、知事にお尋ねいたします。

[知事蒲島郁夫君登壇]

〇知事(蒲島郁夫君) 消防学校は、県内唯一の消防の教育訓練機関です。開校以来、県民の安全、安心を担う多数の消防職員、消防団員を育成する重要な役割を果たしてきました。

また、同校は、南海トラフ地震などの大規模災害に備え、本県独自に策定した九州を支える広域防災拠点構想に位置づけています。

具体的には、県外から駆けつける応援部隊の集 結拠点として、備蓄倉庫を整備するなど、機能強 化を図ってきました。

しかし、熊本地震では、応援部隊の活動調整など受援に必要な施設が著しく不足しました。施設の老朽化や訓練生の受入れ環境の課題も再認識いたしました。

そのため、私は、災害に対する安全保障の観点

から、消防学校について、熊本地震などの経験を 踏まえ、創造的な再整備が必要と考えています。

現在、消防学校の再整備に関する基本構想について、今月末の完成を目途に策定しています。

主な内容としては、安全で快適な学校生活と十分な訓練環境を提供するため、本館と寄宿舎を合築した免震校舎を新たに整備します。教室や実習室などを現状の1.6倍に、屋外訓練スペースを1.2倍に拡張します。現在6人の相部屋の寄宿舎は、プライバシーに配慮した6人分の個室を1ユニットとして、定員分を整備します。

あわせて、大型LPガスタンクや太陽光発電設備を導入し、発災直後の広域防災拠点として業務継続力を高めます。

整備費は、概算で約44億円と試算しており、国 の支援を得て、今年度から設計に着手し、令和8 年度の竣工を目指します。

これらの施設整備に併せて、大規模災害を想定 した受援訓練など、消防学校のさらなる充実に向 け、今年度から各消防本部と協議を始めます。

消防学校が、消防人材の育成機関として、また、広域防災拠点として確実に機能するよう、本県の災害経験を生かして、より一層の充実強化を図ってまいります。

[髙野洋介君登壇]

○高野洋介君 知事から答弁いただきましたけれども、今再整備に関する基本構想を策定中ということで、主な内容として、免震校舎の整備、また、教室等は1.6倍で、屋外訓練スペースは1.2倍に拡張、また、寄宿舎は、プライバシーに配慮した個室を整備するということで、整備費が約44億円、また、今年度に設計に着手するということでございます。

大きく恐らく場所も変わると思いますけれど も、ここで私が言わせていただきたいのは、44億 円ですけれども、これから恐らくいろいろと物価 高騰関係で費用が増すと思います。けれども、増 すのは増すで仕方ない部分がございますので、ぜ ひ、総務部はじめ財政課の方々は、費用が上がっ てもしっかりと予定どおり進むような、そういう 体制をぜひ取っていただきたいなというふうに思 っております。

恐らく40年前に建てられた消防学校、次建て替えだったら、また40年、50年先になると思います。これから、熊本地震、令和2年の7月豪雨を経験した我々だからこそ、この経験を生かした設計ができるというふうに思いますので、恐らく他県からもいろんな視察等々が来られると思います。中身のところもしっかりと最新の整備を整えて、隊員の方々、また、勉強される方々が、安心してそこで訓練ができる、そういう施設をつくっていただければと思っております。

知事からは、熊本地震などの経験を踏まえた創造的な再整備が必要という力強い発言の中で、この話があったということで、ここはあんまり心配しておりませんけれども、しっかり着実に計画どおり進むことをぜひよろしくお願いしたいと思っております。

次に、建設産業におけるDXの取組についてお 尋ねをいたします。

災害が発生した際に、先陣を切って被災現場に 赴き、応急復旧を担うのは、県内の建設会社で す。地域の守り手である建設業は、県民生活や地 域経済を支える大きな役割を担っており、今後も 地域にあり続ける必要があります。

しかしながら、少子高齢化の波は、建設業にも 大きく影響を及ぼし、若手労働者や技術者の入職 者が少ない状況となっています。

また、長時間労働も常態化しており、昼は現場 作業、夜や土日も役所へ提出する資料の作成に追 われている技術者や休みが取れない労働者もいると聞いています。

さらに、この労働環境が若年層の敬遠する理由 となり、さらなる人手不足、長時間労働を生むと いう負のスパイラルに陥っているのです。

建設産業における働き方改革を早急に進める必要がありますが、ただ働き方改革を進めても、労働時間を短くすることで品質を損なうことはできません。特に、社会を支える公共土木施設の品質確保は重要であり、決して手を抜ける仕事ではなく、生産性向上こそが必要なのです。

県では、第3次熊本県建設産業振興プランを策 定し、働き方改革の推進などの取組を進め、デジ タル技術を活用した施策にも取り組まれていま す。

その中の遠隔臨場は、受発注者がスマートフォンなどにより映像と音声の双方向通信を遠隔で行うもので、電波状況の悪い箇所以外であれば利用可能です。

確認、立会いなど、これまで発注者が現場で確認していたものを、受注者のタイミングに合わせ、遠隔でリアルタイムに行うことで、現場の待ち時間が短縮されます。

また、専用アプリで発注者への提出資料も簡単 に作成でき、現場と内業の両面での効率化に効果 が高い取組と聞いています。

建設現場でデジタル技術を活用し、生産性向上 と働き方改革を一体的に推進し、長時間労働と人 手不足の負のスパイラルを解消することこそ、デ ジタル技術の活用による変革、いわゆるデジタル トランスフォーメーションと言えるのではないで しょうか。

そこで、現在県が取り組んでいる建設産業におけるデジタル技術を活用した施策の状況と今後の建設業界のDXの取組について、土木部長にお尋

ねいたします。

[土木部長亀崎直隆君登壇]

〇土木部長(亀崎直隆君) 建設産業は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、災害時には、最前線で社会の安全、安心の確保を担う地域の守り手として、県民の生活や地域経済、雇用を支える大きな役割を担っています。

県では、持続可能な建設産業の実現に向け、第 3次熊本県建設産業振興プランにおいて、働き方 改革の推進や生産性の向上などを取組の方向性に 掲げております。

この方向性に基づき、工事現場においては、I CT活用工事や遠隔臨場といったデジタル技術を 活用した取組を進めております。

まず、ICT活用工事は、情報通信技術を用いた建設機械の操作支援やドローンを活用した3次元測量といった施工管理の省力化など、作業の効率化が図られるもので、県では、令和元年度から試行的に取り組んでおります。

毎年実施率は伸びているものの、昨年度は約2 割弱にとどまっていることから、本年6月、総合 評価落札方式の入札では、ICT施工に取り組む 場合に加点する評価項目を追加したところであ り、さらなる導入促進を図ってまいります。

次に、遠隔臨場は、議員御紹介のとおり、待機時間の短縮や工事関係書類作成の省力化などの効果が見込まれ、県では、令和2年度から試行的に取組を開始し、昨年度は27の現場で実施いたしました。

受注者からは、効率化が感じられ、今後も活用 したいといった好意的な意見が寄せられており、 県としましても、普及拡大のため、周知を行うと ともに、遠隔臨場に係る技術支援にも取り組んで まいります。 今後とも、建設業界からも御意見を伺いながら、デジタル技術を活用した建設産業のDXを推進し、生産性の向上と働き方改革につながるよう、しっかりと取り組んでまいります。

[髙野洋介君登壇]

○高野洋介君 土木部長から答弁いただきましたけれども、このICT活用の工事というのが、現場の話を聞くと、現場はやってもいいんだけれども、なかなか県が前のめりになってくれないと、多分、県のほうも、なかなか、どういうふうにしたほうがいいのかというのを、まだ試行錯誤の段階じゃないかなというふうなニュアンスを持たれているというふうにお伺いしております。

本当にこれから必要な部分でもございますので、しっかりここは、県が主導的に、それぞれの振興局にでも行って土木部と話をしながら、こういったことをやってもらいたいという例も出しながら、現場ともやり取りをしていただきたいなと思っております。

そこで、1つ難点になるのが、非常に経費がかかるということですね、導入するのには。いろんな建設の機械も、また、いろんなパソコンの関係も入れると、ソフトも高いし、何もかんも高いので、非常にお金がかかるということで、これからどういった形で導入を進めていくのか、また、県も、それに負けないような技術をしっかり持っとかなければ話がかみ合いませんので、そこはしっかりやっていただきたいなというふうに思っております。

遠隔臨場に関しましては、恐らくZoomだとか、いろんな形で対面でやるというふうに思いますけれども、ここはもっと積極的な推進が私は図られるんじゃないかなと思ってます。振興局から現場まで、往復2時間とか3時間とかという現場もざらでございますので、最初に、仕事に入る前

に、県からしっかりそこの現場代理人のほうに、 もう往復は大変でしょうから、ぜひそういった遠 隔で打合せ等々をしましょうというような話もや っていただきたいなと思っております。

そこで、今建設業協会の中でのいろんな要望の中で、ワンデーレスポンスの話も出ますけれども、ワンデーレスポンス、国はすぐ決断しますけれども、見は、いついつまでに回答ができればなぐらいの、ワンデーレスポンスになってないんですね。だから、しっかりそこで打ち合わせたことは、すぐ答えが出るような、また、答えが出なくても、何月何日まではしっかり答えが出せますというような、そういった返答のほうもやっていかなければ、私は、どんどんどんどん工期が延びていって、とうとう終わらないというところもこでざいますので、そういったところもしっかりやっていただきたいなというふうに思いますので、これからDXの取組、しっかりと推進していただきますようによろしくお願いをいたします。

続きまして、令和2年7月豪雨関連工事における不調・不落対策についてお尋ねいたします。

今年は、平年より6日早く、5月29日に梅雨入りしました。また、先日は、台風2号に伴い、線状降水帯が確認され、河川の氾濫や土砂災害等が発生し、人的被害が全国各地に発生いたしました。

近年の異常気象等により、常に災害の危険と隣り合わせの中にあり、災害への備えが大切であることを再認識したところです。

本県では、令和2年7月豪雨により、県南地域を中心に甚大な被害をもたらしました。発生から3年が経過しようとしていますが、現在も、復旧、復興に向けた災害復旧や関連工事が進められています。

ところが、この災害関連工事は、発注が本格化

した令和3年度から不調、不落が目立つようになり、県では、地域の建設業界の実態を把握しながら、様々な不調・不落対策を実施されました。

具体的には、入札参加者の事務量を軽減するための指名競争入札を拡大し、また、被災地以外の企業やA2等級企業が参入しやすくなるために、復興JVや災害型総合評価制度を導入されました。さらには、A2等級対象工事の不調、不落を防ぎ、一定規模の工事をB等級企業に担ってもらうために発注標準を引き上げるなど、災害関連工事を対象とした入札制度の見直しも行われました。

このような県の不調・不落対策に加え、県内建設業のこれらの対策への理解や協力により、災害復旧工事については、令和4年度末で9割を超える契約がなされたと聞いており、不調・不落対策には一定の効果はあったものと思います。

また、積算単価の毎月の見直しや地域の実情等に即した見積単価の活用、複数の工事施工箇所を合わせた発注ロットの拡大、受注者が工事着手するまでの余裕期間の拡大にも取り組まれました。 その取組はまだ十分ではないため、不調、不落が生じるのだと私は考えます。

例えば、山間部の被災現場などは、平野部での 工事とは作業環境が大きく異なり、本体工事に着 手するまでに工程や時間を要するなど、請負業者 の人的、経済的負担は大きくなるものがありま す。

このような状況が不調、不落を招く要因の一つであることを捉え、現在も、不調、不落により契約できていない災害復旧工事があるということを認識しなければなりません。

そこで、改めて、県の不調、不落の現状やその対策の成果、そして今後どのように不調、不落に対応していくのか、土木部長にお尋ねいたしま

す。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

〇土木部長(亀崎直隆君) 県では、被災地の一日 も早い復旧、復興のため、芦北・球磨地域に職員 を集中的に配置するとともに、本庁の技術職員に よる設計書作成支援チームの設置、設計コンサル タントによる発注支援業務の活用など、迅速な発 注に取り組んでまいりました。

議員御質問の県の不調、不落の現状については、令和4年度の県発注工事において15.9%の発生率となり、これまでに比べ、施工が困難な山間部の災害復旧や規模の大きい工事の発注が増える中にあっても、令和3年度と同程度の水準にとどまっております。しかしながら、そのうち、被害の大きかった芦北・球磨地域での発生率は、他の地域と比べて高い状況でございます。

これまで、県議会や建設業界の御協力もいただきながら、県内全域の建設企業が被災地の災害関連工事に参入できる復興JV制度や災害型の総合評価制度の導入、発注標準の引上げなど、入札契約制度を様々な観点から見直し、不調・不落対策に取り組んでまいりました。

その結果、令和5年3月末までに170件の復興 JV対象工事を発注し、うち38件が管外建設企業 を含む受注につながっております。また、発注標 準の引上げにより、1,500万円以上の工事のうち 42件をB等級企業が受注してございます。

大規模かつ激甚な災害対応におきましては、このように、地元建設企業のみならず、県内全域の建設企業の御協力があり、復旧、復興が着実に進んだと考えております。

これらの対策は、今後も効果が見込まれるため、引き続き、県南地域の災害関連工事では、復興 J V制度や発注標準の引上げ等を適用してまいります。

また、議員御指摘のとおり、アクセス道路が限定されている山間部では、近隣工事の進捗状況によって新たな進入路が必要となるなど、発注時点の現場状況が変化している場合もあります。そのため、現場に即した工程や作業効率の把握に努め、より適正な予定価格を設定してまいります。

今後も、不調、不落の状況を注視し、県内の建設業界の声にもしっかりと耳を傾けながら、一日も早い被災地の復旧、復興に取り組んでまいります。

[髙野洋介君登壇]

〇髙野洋介君 土木部長より答弁いただきました けれども、私、今この県の不調、不落の状況が、 15.9%の発生率ということが駄目だとかというこ とじゃなくて、今回なぜ質問したかというと、1 回不調、不落になった、2回目も不調、不落にな った、ここには何かの問題があるんですよね。こ の問題が何なのかということを、それぞれの現場 によって違うとは思いますが、恐らく私は、下請 不足だったり、資材が来ぬだったりとか、あと、 見合わなかった、予定価格と全く見合わない工事 だったら、誰も取りたがらないわけで、しっかり そこは精査をしながら、見れない分は、なぜ見れ ないのか、また、国に対して、こういったところ をもう一つ見てくれとか、そういうことを丁寧に 対応しなければ、恐らく2回、3回の落札もまま ならないところも出てくるんじゃないかなという ふうに思ってます。

これから、恐らく球磨、芦北等々の山間地域の 非常に厳しいところは、私は、もっと不調、不落 がそういったところは長引いていくんじゃないか なというふうに思いますので、今度、何かうわさ を聞きますと、私は、八代だけなんですけれど も、農林水産部の林務課のほうとしっかり意見交 換をしながら、何が駄目なのかということの意見 の交換があるということでございますので、しっかり現場の声を聴きながら、一日も早い復旧、復興はみんなが望んでいることでございます。建設会社も、今一生懸命やられておられますので、そういったこともしっかり評価をしつつ、しっかりこれからも取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、イグサ産地の維持についてお尋ねいたします。

国内生産量のほとんどを占めている本県のイグ サは、八代地域の農業の歴史であり、地域農業を 支える重要な作物であるとともに、我が国の和文 化を支えている作物でもあります。

しかし、本年産のイグサの作付は、ピークだった平成元年の6,630~クタールの6%となる351~クタールとなり、戸数は296戸まで減少しています。

一方、これまで、国、県、市町、団体や生産者が一体となって取り組んできた様々な対策により、令和4年産の県産畳表の価格は過去最高で推移していると生産者から聞いています。

このように明るい兆しがある中、今後、イグサ 産地を維持するためには、さらなる生産対策とし て、機械体系の維持が必要だと考えています。

以前、製造が中止されたハーベスタやカセット 式移植機の製造再開が実現し、農家に導入された ところ、1戸当たりの作付面積は増加し、令和3 年産では、久しぶりに前年を上回る面積となった ところです。生産者が減少する中にあっても、産 地を維持していくためには、機械化は必要不可欠 となっているのです。

イグサ栽培においては、特有の機械や機具が多くありますが、現在では製造を中止されたものがあります。例えば、選別機の部品である爪については、最近、地元生産者からよく聞く声です。

選別機は、イグサ乾燥後に畳表織機で織る前の 選別を行う際に使用する機械で、生産者のほとん どが所有している重要な機械です。しかし、その 部品である爪は、現在製造が中止され、不具合の 際は、修理、調整しながら対応しているものの、 それにも限界があるようです。

今後、イグサ生産者が飛躍的に増加することは 厳しい状況の中、現在の作付面積を維持していく ためには、現在頑張っておられる生産者が安心し てイグサを生産できる環境づくりが重要であり、 そのためには、イグサ専用機械、機具を安心して 調達できることが重要であると考えます。

そこで、今後のイグサ産地の維持についてどの ように考えておられるのか、農林水産部長にお尋 ねをいたします。

[農林水産部長千田真寿君登壇]

〇農林水産部長(千田真寿君) イグサの生産から 加工の過程においては、多くの機械が導入され、 作業の省力化や効率化に大きく貢献してきまし た。しかし、全国的な生産者の減少によるイグサ 産地の縮小に伴い、製造が中止された機械も多 く、イグサ生産者から営農継続への不安の声が寄 せられてきたところです。

このため、県では、県議会や地元関係者と一体となり機械メーカーに働きかけを行った結果、一旦製造が中止されていたイグサハーベスタは平成29年度、カセット式移植機は令和2年度に製造再開が実現できました。

これにより、夏の暑さの中での収穫や冬の寒い中での植付けに係る労力と時間を軽減することができ、令和3年産は、9年ぶりに栽培面積の増加につながりました。

今後も引き続き、産地を維持していくためには、イグサ専用機械等が必要不可欠であり、議員 御指摘の選別機の爪のように、製造中止となって いる機械、部品の確保が必要となっています。

このため、昨年度、県では、関係団体、市町と連携し、製造中止となった機械のリストを作成しており、今後、生産者に対して機械の保有や使用状況を聞き取るとともに、機械メーカーに対して部品や中古機械の在庫に関する調査を実施し、現状の詳細把握に取り組んでまいります。

その結果に基づき、機械メーカーへ製造再開の働きかけや生産者には中古機械の情報提供など、スピード感を持って、きめ細やかに対応していきたいと考えています。

加えて、県が育成した高品質品種の「ひのみどり」や栽培しやすく多収な「涼風」を普及するとともに、畳の持つ空気清浄機能やリラックス効果のPRによる需要拡大に向けた取組を含め、引き続き総合的に施策を展開していきます。

このような取組により、生産者が安心してイグ サ生産に取り組める環境づくりを進め、国内唯一 のイグサ産地を維持発展できるよう努めてまいり ます。

[高野洋介君登壇]

○高野洋介君 農林水産部長から答弁いただきましたけれども、昨年度、製造中止の機械のリストを作成したということでございますので、我々にもその情報のほうは入れていただきたいなと思ってます。

日頃から、県農林水産部におかれましては、一 生懸命イグサのことは専門班をつくってやられて おられます。

爪に関しましては、この間い業部の総会に出席 したんですけれども、言われたのが、いつ壊れて も補充ができるようにストックをできる限りやっ ていただきたいという要望もありましたので、併 せて、この場で要望のほうもさせていただきま す。 これから熊本県がイグサの生産をしっかりと維持するためには、機械化が必要でございますので、これからも絶大なる御支援のほうをよろしくお願いしまして、最後の質問に入ります。

カモ類による農作物被害防止対策についてお尋ねをいたします。

私の地元八代地域では、これまで露地野菜の産地化に取り組み、平成22年度には、ブロッコリーでの県指定産地の取得や生産部会の設立、集出荷施設の整備など、生産体制を構築し、作付面積は、平成22年度の93へクタールから、令和3年度には828へクタールに拡大するなど、産地を形成してきました。

一方、八代地域のカモ類による農作物被害額は、平成28年度には600万円でしたが、令和3年度は1億800万円と急増し、八代地域での鳥獣による農作物被害額全体の約8割を占めるまでとなり、産地にとって大きな脅威となっています。

鳥獣による被害は、被害額の大きさだけでなく、営農意欲の減退にもつながり、深刻な影響を 及ぼします。農家からは、せっかく定植した苗が 一夜にして引き抜かれたなど、どこにも怒りのや り場がない問題となっています。

カモは、毎年秋から冬にかけて日本に渡来する ことから、露地野菜の栽培期間と重なり、さらに は干拓地の水路、沿岸の遊水池や海がカモの生息 地となり、昼夜関係なく圃場に侵入しては、ブロ ッコリーなどの露地野菜を食い荒らします。

また、イノシシや鹿と異なり、カモは、群れをなしてから空から農地に侵入することから、従来の侵入防止柵による被害防止対策も効果的ではありません。別の農地に飛び移ることは容易で、爆音や吹き流しなども慣れてしまい、効果がなくなると聞いております。

八代地域をはじめ県内の干拓地では、大規模で

広範囲にわたり露地野菜が生産されています。カ モからすれば、広大な餌場が広がっているように 見えるのではないでしょうか。

このような広範囲な露地野菜産地において、カモ被害を防止するには、地域全体で一斉に対策に 取り組むことが重要であり、また、広大な面積の 作付であるため、農家の作業負担の軽減が課題に なると考えます。

カモなど鳥類による農作物被害対策は確立した 方法がなく、試行しながら進んでいくものである と承知しています。被害対策の効果が十分でない 状況においては、農家の方々が安心して露地野菜 の生産を続けられるよう、被害のリスクによるセ ーフティーネットが必要です。

そこで、八代地域のカモによる被害対策の取組 と鳥獣被害におけるセーフティーネットについ て、農林水産部長にお尋ねをいたします。

[農林水産部長千田真寿君登壇]

〇農林水産部長(千田真寿君) まず、1点目の八 代地域のカモによる被害対策の取組についてお答 えします。

議員御指摘のとおり、鳥類は飛び回って農作物 に被害を与えており、対策が難しい問題です。

そこで、県と市町、JA等で構成する鳥類被害防止対策連絡協議会では、テープや糸による侵入防止対策やレーザーライト、鷹匠による追い払いなど、様々な取組を試みてきました。

その結果と専門家の意見から、単独の対策では カモが慣れるため、複数の対策を組み合わせて実 施することが効果的であること、さらにカモに圃 場を餌場と認識させないことが重要であると分か りました。

具体的には、カモが餌場と認識しないよう、飛 来する前に複数の対策を開始するとともに、収穫 が終わった圃場に順次野菜の残渣をすき込むこと が有効です。

今年度は、地域全体で生産者にしっかりと取り 組んでいただくために、協議会が中心となり、対 策を取りまとめたパンフレットの作成、配付、農 家向け講習会の開催に取り組んでまいります。

また、圃場に糸を張る侵入防止対策は、鳥類への対策としては一般的ですが、圃場に支柱を立て、糸を張る仕組みは、設置と管理に多くの労力を要します。

○議長(渕上陽一君) 残り時間が少なくなりました。答弁を簡潔に願います。

〇農林水産部長(千田真寿君)(続) そこで、今年 度は、作物全体をネット等で覆う方法を導入し、 侵入防止と労力削減の効果について実証事業も行 います。

次に、2点目の鳥獣被害におけるセーフティー ネットについてお答えします。

露地野菜のセーフティーネットとしましては、 収入保険と価格安定制度があります。

価格安定制度は、価格の下落には対応できますが、カモの被害による収入減には対応できません。一方、収入保険は、農家の収入の下落に対して補塡する制度であるため、自然災害やカモなどの鳥獣により被害を受け、収入が減少した場合にも補塡されます。

現在、いずれの制度が各農家の経営に適した制度であるか比較検討していただけるよう、通常同時利用ができない両制度について、当分の間の特例として、最初の2年間に限り、同時に利用することが認められています。

県では、農業団体からの要望も踏まえ、両制度の同時利用の恒久化など、農家が柔軟に制度選択ができるよう、必要な制度見直しについて国に提案を行っています。

今後も、鳥獣被害の防止対策とセーフティーネ

ットの普及に取り組み、農家の方々が安心して生産 を続けていけるよう支援してまいります。

[高野洋介君登壇]

○高野洋介君 農林水産部長より答弁いただきましたけれども、しっかりここは飛来してからするのも必要ですし、今駆除のほうもやってますけれども、駆除のほうが、国が1羽200円、県が300円、市町がまた数百円ということで、非常に駆除のほうが難しいということでございますので、しっかり保険も考えながら、今後生産者がどういった形が一番安心できるかということを、現場の声を聞いて、しっかりとした対策をやっていただきたいと思っています。

八代だけではなくて、県内全域でやらなければ、八代のカモが、次は宇城に行ったり、宇土に行ったり、また、上っていったり、下っていったりという形になりますので、そこはしっかり県として、全体として取り組んでいただきますようによろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

最後までの御清聴、誠にありがとうございました。(拍手)

〇議長(渕上陽一君) 以上で通告されました一般 質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

日程第2 議案等に対する質疑(第1号から第20号まで)

○議長(渕上陽一君) 次に、日程第2、目下議題 となっております議案第1号から第20号まで等に 対する質疑を行いますが、ただいままで通告はあ りません。よって、質疑なしと認めます。

日程第3 知事提出議案の委員会付託(第1号 から第20号まで) ○議長(渕上陽一君) 次に、日程第3、目下議題 となっております議案第1号から第20号までにつ きましては、さきに配付の令和5年6月熊本県議 会定例会議案各委員会別一覧表のとおり、それぞ れ所管の常任委員会に付託して審査することとい たします。

日程第4 請願の委員会付託

○議長(渕上陽一君) 次に、日程第4、今期定例 会において受理いたしました請願は、議席に配付 の請願文書表のとおりであります。

これをそれぞれ所管の常任委員会に付託して審 査することといたします。

〔請願文書表は付録に掲載〕

知事提出議案の上程(第21号から第24号まで)

○議長(渕上陽一君) 次に、お諮りいたします。 知事提出議案第21号から第24号までが提出され ましたので、この際、これを日程に追加し、一括 して議題といたしたいと思います。これに御異議 ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渕上陽一君) 御異議なしと認めます。よ って、知事提出議案第21号から第24号までを日程 に追加し、一括して議題とすることに決定いたし ました。

知事提出議案第21号から第24号までを一括して 議題といたします。

第21号 人事委員会委員の選任について

第22号 公安委員会委員の任命について

第23号 収用委員会委員の任命について

第24号 収用委員会委員の任命について

○議長(渕上陽一君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出 者の説明は省略いたしたいと思います。これに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渕上陽一君) 御異議なしと認めます。よ って、そのように取り計らうことに決定いたしま した。

日程第5 休会の件

○議長(渕上陽一君) 次に、日程第5、休会の件 を議題といたします。

お諮りいたします。

明16日は、議案調査のため、19日は、各特別委 員会開会のため、20日から22日までは、各常任委 員会開会のため、23日は、議事整理のため、それ ぞれ休会いたしたいと思います。これに御異議あ りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(渕上陽一君) 御異議なしと認めます。よ って、明16日及び19日から23日までは、休会する ことに決定いたしました。

なお、17日、18日、24日及び25日は、県の休日 のため、休会であります。

○議長(渕上陽一君) 以上で本日の日程は全部終 了いたしました。

次の会議は、来る26日午前10時から開きます。 日程は、議席に配付の議事日程第6号のとおり といたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後0時12分散会